

対策困難箇所事例

事例No.

事例分類

16

路側帯の狭い道路②

1 危険箇所の状況

■危険箇所の状況

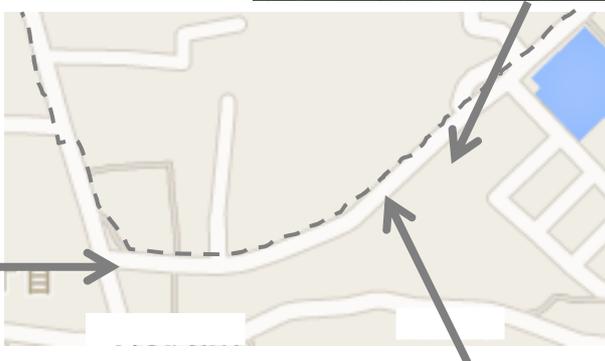
現場は道路が狭く、見通しが悪いのに自動車が東西ともよく通る。抜け道のようになっており、スピードを出して走る自動車も多い。児童が歩いていると、自動車のすれ違いができず、危険である。

■通学路地図 通学路は破線

■現場写真



狭くなる入口



カーブになる

前方の見通しが非常に悪い
通勤自動車の抜け道になっている

2 市町村連絡協議会における意見

■道路管理者

- ・正式に通学路に決まれば、道路の右側路面をカラー舗装することができる。
- ・自動車が通ると、音がする「ハンプ」のような対策は住宅地ではふさわしくない。

■警察署

- ・自動車の速度が30キロを超えると、とたんに死亡事故の確率が高くなる。ドライバーにスピードを出させない対策が必要である。
- ・見通しが悪いからといって、カーブミラーを設置することにより、ドライバーに死角ができて、かえって危ないことがある。

■その他

- ・道路が狭く、見通しも悪いのに東西とも自動車の通行が多いので、通学路としては危険である。(保護者)
- ・県道と市道では、設置者も監督者も違うので、相談が必要である。(県土木課)

■アドバイザー

- ・歩道のない道路への対応は、路側帯を広くしたり、グリーン帯を整備したりするのが基本である。
- ・ゾーン30や一方通行の規制をするには、地域住民の合意が必要である。
- ・通学路の標識より、路面の文字の方がドライバーは認識しやすい。

3 対策（案）

■道路管理者

- ・道路脇の空き家の木を伐採した結果、見通しが良くなった。(12月)
- ・グリーンラインを300m引き、路側帯を広くする予定。
- ・側溝の蓋を改修し、歩きやすくする予定。

■警察署

- ・外側線や停止線が消えている所が多いので、改修のための予算をつけてもらうようにしなければならない。

■学校

- ・登校する通学団の見直しと再編成を行う。(12～3月)
- ・「通学路」という標識を立ててもらいたい。
- ・路面に「通学路」という文字で表示してほしい。

対策困難箇所事例

事例No.

事例分類

17

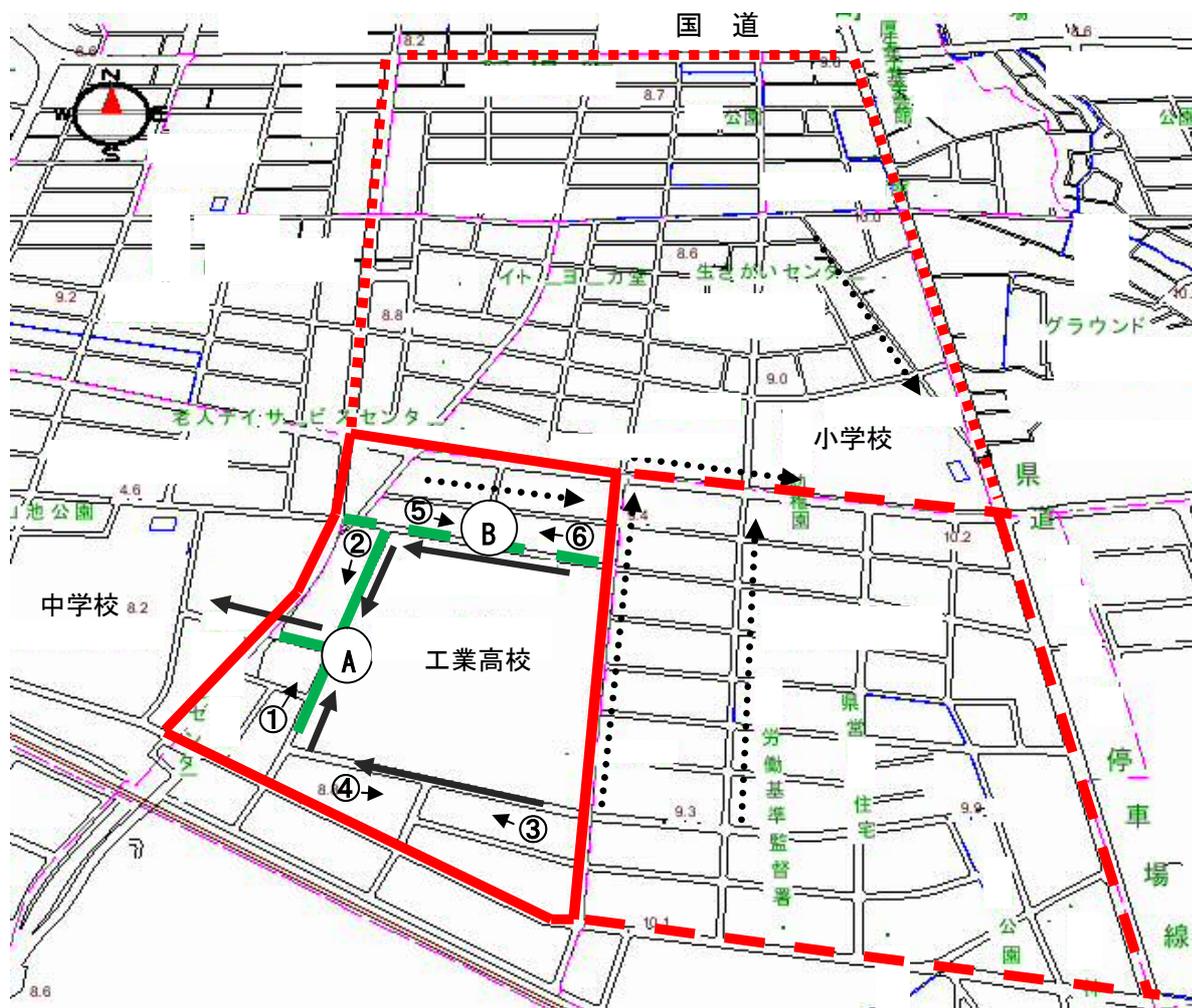
交通量の多い生活道路

1 危険箇所の状況

■危険箇所の状況

通勤時間には自動車の抜け道となっており、大変交通量が多い。先を急ぐ自動車が、徒歩の生徒のすぐ脇を走行するので、交通事故の危険を感じている。

■通学路地図



ゾーン 30 区域	(第1段階)	進行方向
	(第2段階)	(中学校)
	(第3段階)	(小学校)
グリーン舗装	(施工済み)	
	(予定箇所)	

■ 現場写真

①



②



③



④



⑤



⑥



2 市町村連絡協議会における意見

■道路管理者（土木管理課）

- ・ ㊸（写真⑤・⑥）について、学校側の外側線を拡げることにより、かえって住宅側の危険性が増すことや路上駐車が増加が懸念される。

■アドバイザー

- ・ 工業高校の東側道路はゾーン 30 の要件となる中央線がある道路や速度規制が敷かれた道路ではないが、40 km/時の規制を敷けばゾーン 30 の要件を満たす。そこで第 1 段階として東側道路までをゾーン 30 にし、次に県道停車場線までの 2 段階でゾーン 30 を敷くことができる。また、将来的には小学校周辺を含んだゾーン 30 の展開も可能となる。

■警察署

- ・ ゾーン 30 は時間帯規制ほどの厳しい基準はなく、学校や地区の合意があれば整備可能である。また、ゾーン 30 の規制に合わせてハード面での整備（看板や路面表示等）をお願いしたい。

3 対策（案）

※実施済及び実施予定（平成 25 年度及び平成 26 年度以降）

㊸については、グリーン舗装実施済み。㊹については、路側帯を拡げて車幅を狭めることにより車の速度抑制を促し、学校側はグリーン舗装する方向で検討をする。ただし、延長が長いので設置時期については未定。

㊸部分 ②

㊹部分 ⑤ 施工イメージ



短期的な対策としてはグリーン舗装を、また長期的な対策としては段階的なゾーン 30 規制を視野に入れている。第 1 段階として工業高校周辺の約 400m 四方、第 2 段階として、県道停車場線までを含めた約 850m×500m 四方、そして第 3 段階として小学校周辺から国道までの範囲を含めた約 850m×1200m 四方を検討している。